

# 消防法等施行細則

昭和48年7月1日  
消防組合規則第1号

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 法令の施行（第3条～第12条）

第3章 条例の施行（第13条～第24条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、次の各号の法令及び条例の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 消防法（昭和28年法律第186号）
- (2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- (3) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
- (4) 大垣消防組合火災予防条例（昭和48年消防組合条例第1号）

（用語）

第2条 この規則においては、前条各号の法令及び条例を、同条第1号は「法」と、第2号は「令」と、第3号は「規則」と、第4号は「条例」という。

第2章 法令の施行

（立入証票）

第3条 法第4条第2項（法第16条の3の2第3項、法第16条の5第3項及び法第34条第2項において準用される場合を含む。）に規定する証票の様式は、別記第1のとおりとする。

（公示の方法）

第3条の2 規則第1条の市町村長が定める方法は、大垣消防組合公告式条例（平成10年消防組合条例第2号）に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 消防本部及び消防署の公衆の見易い場所への掲示
- (2) 大垣消防組合のホームページへの掲載

第4条 削除

（防火対象物の点検基準）

第4条の2 規則第4条の2の6第1項第9号に規定する市町村長が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備（以下「火を使用する設備等」という。）が、条例第4条から第12条の2までの規定に従って設置され、及び適切に管理されていること。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、現に条例第21条の2の規定が適用されている火を使用する設備等にあつては、引き続き、消防長が同条の規定の適用を認めた状況で設置され、及び適切に管理されていること。
  - (3) 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具（以下「火を使用する器具等」という。）が、条例第22条から第26条までの規定に従って取り扱われていること。
  - (4) 前号の規定にかかわらず、現に条例第26条の2の規定が適用されている火を使用する器具等にあつては、引き続き、消防長が同条の規定の適用を認めた状況で取り扱われていること。
  - (5) 条例第27条から第30条まで及び第32条から第34条までの規定を遵守していること。
  - (6) 法第9条の4に規定する指定数量未滿の危険物（以下「指定数量未滿の危険物」という。）、条例第42条第1項に規定する指定可燃物（以下「指定可燃物」という。）及び同項に規定する動植物油類（以下「動植物油類」という。）が条例第36条から第43条の2までの規定に従って貯蔵され、及び取り扱われていること。
  - (7) 前号の規定にかかわらず、現に条例第43条の3の規定が適用されている指定数量未滿の危険物及び指定可燃物並びに動植物油類にあつては、引き続き、消防長が同条の規定の適用を認めた状況で貯蔵され、及び取り扱われていること。
  - (8) 法第17条第1項に規定する消防用設備等の設置が条例第45条から第52条までの規定に適合していること。
  - (9) 前号の規定にかかわらず、法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等は、同項に規定する設備等設置維持計画に従って設置されていること。
  - (10) 第8号の規定にかかわらず、法第17条の2の5第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定に適合していること。
  - (11) 第8号の規定にかかわらず、法第17条の3第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する条例の規定に適合していること。
- 2 前項に定める基準による点検は消防長が定める点検票により行い、当該点

検票は法第8条の2の2第1項に基づく報告の際に添付するものとする。

(火災警報)

第5条 法第22条第3項の火災に関する警報は、火災予防上、消防長が危険であると認め、かつ、気象の状況が次の各号のいずれかであるときに発令する。

- (1) 実効湿度60パーセント以下、最小湿度40パーセント以下で、かつ、現に風速10メートル以上であり、又は風速10メートル以上になると予想される時。
- (2) 現に風速12メートル以上である時、又は風速12メートル以上になると予想される時。

2 前項第2号の場合において、降雨若しくは降雪のとき、又は実効湿度70パーセント以上で最小湿度50パーセント以上であるときは、同項の規定は適用しない。

3 発令した火災に関する警報は、火災予防上、消防長がその必要がないと認めたととき解除する。

(火気制限)

第6条 法第23条に規定する火気使用の制限は、告示及び制札によるその旨の表示を行う。

2 前項の規定により表示する制札の様式は、別記第2のとおりとする。

(火災通報場所の指定)

第7条 法第24条第1項(法第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定による火災の通報場所は、大垣消防組合消防本部並びに消防署、分署及び分駐所とする。

(許可の証票)

第8条 法第28条第1項の規定に基づく規則第48条第1項第7号の立入許可の証票は、消防長が発行し、その様式は別記第3のとおりとする。

2 前項の証票は、次の各号に掲げる者のうち、特に必要があると認められる者に対して発行する。この場合において、証票の交付を受けようとする者は、別記第4の様式による証票の交付願を消防長に提出しなければならない。

- (1) 官公署の職員
- (2) 火災保険の職員
- (3) 前2号のほか、災害に関係のある公益事業の従事者

3 前項の規定により交付を受けた証票を、き損し、若しくは紛失した者又は証票所持の必要がなくなり、若しくは前項各号のいずれにも該当しなくなった者は、別記第4の様式による届出書を消防長に提出しなければならない。

(講習会の修了資格証明)

第9条 規則第3条の2第2項に規定する防火管理者の資格を証する書面の交付を受けようとする者は、別記第6の様式による防火管理者資格証明書交付願を消防長に提出しなければならない。

(防火対象物の維持台帳等)

第10条 法第8条第1項の規定による防火管理上必要な業務及び法第36条第1項において準用する法第8条第1項に規定する防災管理上必要な業務を遂行するため備えつけるべき防火対象物の維持台帳の様式の標準は、別記第7のとおりとする。

2 規則第31条の6第3項の規定により消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果を記録する維持台帳の様式の標準は、別記第7の2のとおりとする。

(避難管理等)

第11条 防火管理者は、規則第3条第1項各号の事項について消防計画を作成するものとするが、劇場、百貨店(延べ面積1,000平方メートル以上の小売店舗を含む。)、旅館、ホテル、宿泊所、病院及び特殊浴場(蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類する公衆浴場をいう。)については、次の各号の事項について必要な措置を講じなければならないものとする。

- (1) 入場者、利用者等に対し避難口、避難階段、避難器具等の設置場所を明示した避難経路図を各室及び廊下、待合室等多数の者の目にふれやすい場所に掲示するとともに、火災が発生した場合の通報、避難の方法等について周知させること。
- (2) 従業者が常時勤務している場所には、適当な数のメガホン及び携帯用電灯を常備すること。
- (3) 旅館、ホテル及び宿泊所にあつては、就寝場所に適当な数の携帯用電灯を常備すること。
- (4) 百貨店の関係者は、催物、大売出し等により混雑が予想されるときは、火災予防活動並びに火災が発生した場合における避難誘導、通報連絡及び消火活動に専従する者を配置すること。

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の管理等)

第12条 防火対象物の増築、修繕若しくは模様替え又は消防用設備等若しくは特殊消火設備等の改造若しくは修理(以下本条において「工事等」という。)を行う場合は、規則第3条第1項第1号ルの規定による計画のほか、防火対象物の関係者は、当該工事等の施工者と工事に係る以外の部分の消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能が有効に保持できるよう当該消防用設備等又

は特殊消防用設備等の機能保持に関する計画を協議して定め、その協議事項の実施に努めなければならない。

### 第3章 条例の施行

(解除承認)

第13条 条例第27条第1項の消防長が指定する場所において、業務上喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に危険物品（常時携帯するもので軽易なものを除く。）を持ち込む場合の同項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、別記第9の申請書により申請しなければならない。

(火災予防上必要な業務に関する計画の提出)

第13条の2 条例第64条の3第2項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画の提出は、別記第9の2の様式により行わなければならない。

(使用開始の届出等)

第14条 条例第65条の規定による防火対象物の使用開始又は変更の届出は、別記第10の様式に次の各号に掲げる書類を添えて届け出なければならない。ただし、次条の規定により防火対象物の工事等計画の届け出の際に添付した図面等に変更事項がない場合は、各号の1部又は全部を省略することができるものとする。

- (1) 防火対象物の配置図
- (2) 各階の平面図
- (3) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計図

2 前項の届出をした者は、消防長が防火に関する事項について、検査した後において当該防火対象物又は当該防火対象物の変更部分の使用を開始するものとする。

(工事等計画の届出)

第15条 前条第1項の届出をするものは、その届出前に、届出に係る次の各号に掲げる工事等計画を、消防長に關係図書を添えて、別記第11の様式により届け出なければならない。

- (1) 建築（建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。）
- (2) 修繕、模様替え、間取り又は天井高さの変更その他これらに類する工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、客席又は避難通路（条例第56条、第57条、第58条又は第59条の規定の適用がある劇場等、キャバレー等若しくは飲食店の階又は百貨店等の階に限る。）の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防火対象物の用途変更その他これに類する変更

2 消防長は前項の届出につき、工事等計画が、法、令、規則若しくは条例又

はその他の消防に関する定めに適合しているかを審査する。

3 第1項の届出は、工事等開始前に行わなければならない。

(消防訓練の届出)

第16条 条例第66条の届出は、防火管理者が令第3条の2第2項の規定に基づく訓練を実施しようとする場合の届出は、別記第12によるものとする。

2 前項の規定は、防災管理者が令第48条の3第2項の規定に基づく訓練を実施しようとする場合について準用する。

(設備の届出)

第17条 条例第68条に規定する火を使用する設備等の届出は、同条各号の設備に対して掲げる次の各号の様式によるものとし関係図面を添付しなければならない。

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| (1) 第1号から第7号の3まで及び第15号の設備 | 別記第15 |
| (2) 第8号から第12号までの設備        | 別記第16 |
| (3) 第13号の設備               | 別記第17 |
| (4) 第14号の設備               | 別記第18 |

(行為の届出)

第18条 条例第69条に規定する行為等の届出は、同条各号の行為に対して掲げる次の各号の様式によるものとする。ただし、同条第1号の行為であって、緊急やむを得ないときは、届出を口頭ですることができる。

- |            |         |
|------------|---------|
| (1) 第1号の行為 | 別記第19   |
| (2) 第2号の行為 | 別記第20   |
| (3) 第3号の行為 | 別記第21   |
| (4) 第4号の行為 | 別記第22   |
| (5) 第5号の行為 | 別記第23   |
| (6) 第6号の行為 | 別記第24   |
| (7) 第7号の行為 | 別記第24の2 |

(指定洞道等の届出等)

第18条の2 条例第69条の2の届出は、別記第24の2の2の様式によるものとし、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、同条第2項において準用する変更の届出にあつては、変更に係る事項以外の図書の添付を省略することができる。

- (1) 条例第69条の2第1項第1号に規定する事項を記載した経路図
- (2) 敷設ケーブル、消火設備、電気設備、換気設備、排水設備その他の主要な物件の概要書
- (3) 次に掲げる事項を記載した安全管理対策書

ア 通信ケーブル等の難燃措置に関すること。

イ 火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理等出火防止に関すること。

ウ 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供等に関すること。

エ 火災予防上必要な教育訓練に関すること。

オ その他安全管理に関すること。

2 条例第69条の2第2項に規定する重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 経路の変更及び出入口、換気口等の新設又は撤去

(2) 前項第2号に規定する主要な物件の新設又は撤去

(3) 安全管理対策の基本的な変更

(少量危険物等の届出)

第19条 条例第70条に規定する指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）及び指定可燃物を貯蔵しようとする者若しくは取り扱おうとする者又は届け出た内容を変更しようとする者の届出は、別記第25の様式によるものとし、関係図面を添付しなければならない。ただし、貯蔵又は取扱いを止めたときの届出は、別記第26の様式によるものとする。

2 条例第70条第3項の規定による主たる取扱者の届出は、別記第30の様式によるものとする。

(核燃料物質等の届出)

第20条 条例第71条に規定する核燃料物質、放射性同位元素、毒物等の届出は、別記第27の様式によるものとし、関係図面を添付しなければならない。

(タンクの水張検査申請等)

第21条 条例第72条に規定するタンクの水張検査又は水圧検査の申請は、別記第28の様式の申請書により行うものとし、消防長は、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行い、その結果技術上の基準に適合していると認めるときは、少量危険物等タンク検査済証を交付するものとする。

2 前項に規定する少量危険物等タンク検査済証は、別記第29の様式によるものとする。

(報告)

第21条の2 署長は、第13条から第21条までの規定並びに別に定める規

定による届出の結果を、翌月の5日までに消防情報支援システムに登録しなければならない。

(標識等の表示方法)

第22条 少量危険物及び指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所（以下「貯蔵取扱所」という。）の標識及び掲示板は、別表第1に定めるところにより表示しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、条例に定める標識及び掲示板の表示方法は別表第2のとおりとする。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第23条 条例第72条の2第3項に規定する公表の対象となる防火対象物は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第72条の2第3項に規定する公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第24条 条例第72条の2第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、大垣消防組合ホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) その他消防長が必要と認める事項

附 則

この規則は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日消防組規則第2号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。



附 則（昭和 55 年 5 月 1 日消防組規則第 1 号）  
この規則は、昭和 55 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 4 月 1 日消防組規則第 2 号）  
この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 5 月 23 日消防組規則第 1 号）  
この規則は、平成 2 年 5 月 23 日から施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日消防組規則第 1 号）  
この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日消防組規則第 1 号）  
この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 4 月 1 日消防組規則第 1 号）  
この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 4 月 1 日消防組規則第 2 号）  
この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日消防組規則第 1 号）  
この規則は、平成 11 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日消防組規則第 2 号）  
この規則は、平成 11 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 11 年 9 月 14 日消防組規則第 3 号）  
この規則は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 9 月 16 日消防組規則第 2 号）  
この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 1 月 27 日消防組規則第 5 号）  
この規則は、平成 17 年 2 月 14 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 22 日消防組規則第 4 号）  
この規則は、平成 18 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 1 日消防組規則第 2 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月 1 日消防組規則第 2 号）  
この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 1 日消防組規則第 1 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 8 月 1 日消防組規則第 5 号）  
この規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日消防組規則第 1 号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月1日消防組合規則第6号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年12月15日消防組合規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日消防組合規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日消防組合規則第2号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日消防組合規則第2号）

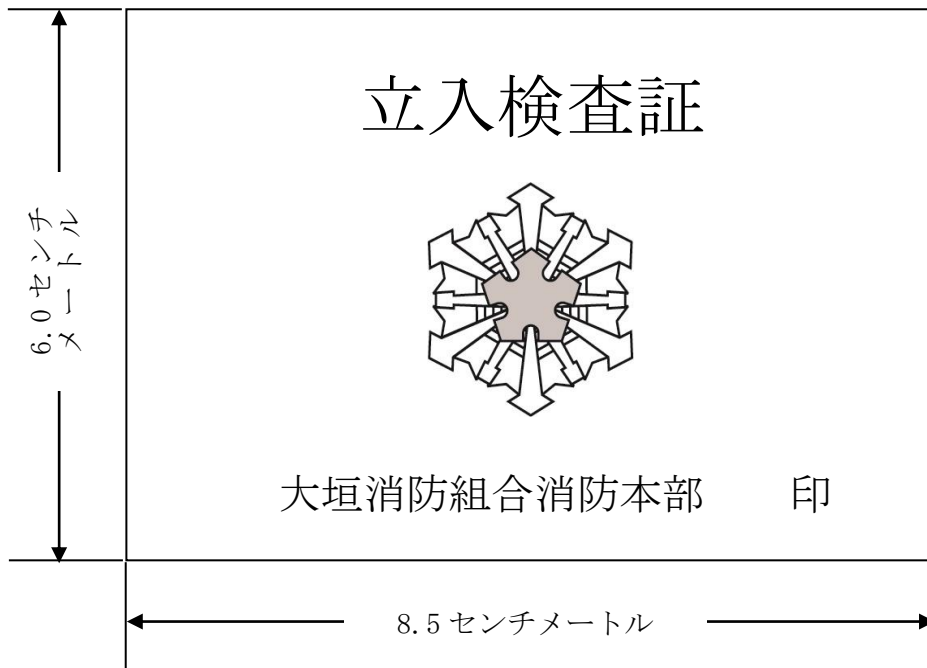
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月29日消防組合規則第6号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

別記第1 (第3条関係)

(表)



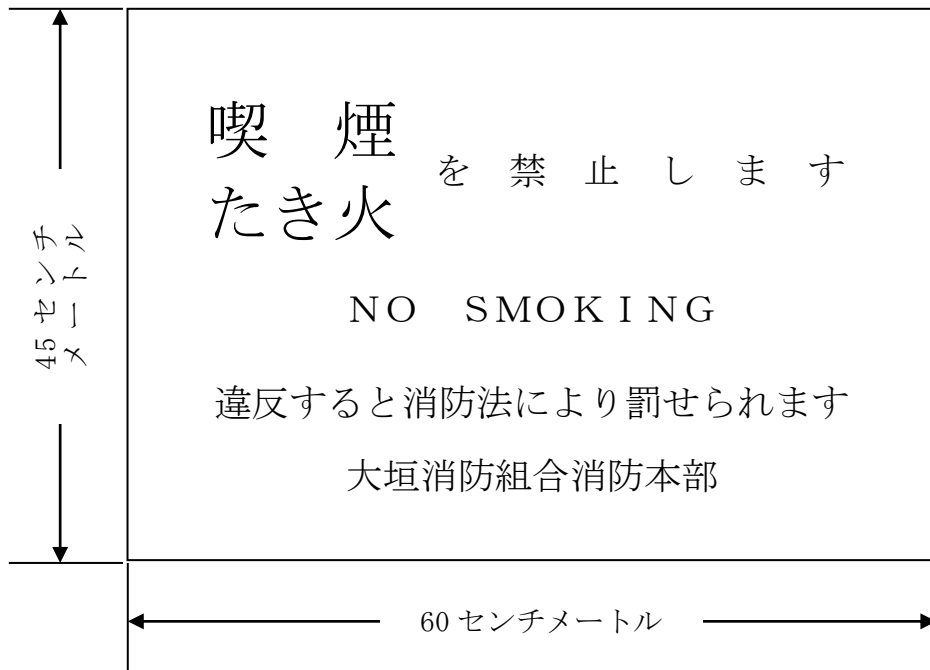
(裏)

この証票は、消防法第4条（第16条の3の2、第16条の5及び第34条において準用される場合を含む。）に規定する立入検査を行う消防職員が携帯する。

氏 名  
生年月日  
職員番号  
交付年月日

- 備考 1 地色は白色とし、消防章は金色で中央に赤色の大の字を象形したものを配したもので直径2.4センチメートルとする。
- 2 有効期限は、関係職務に在職する期間とする。

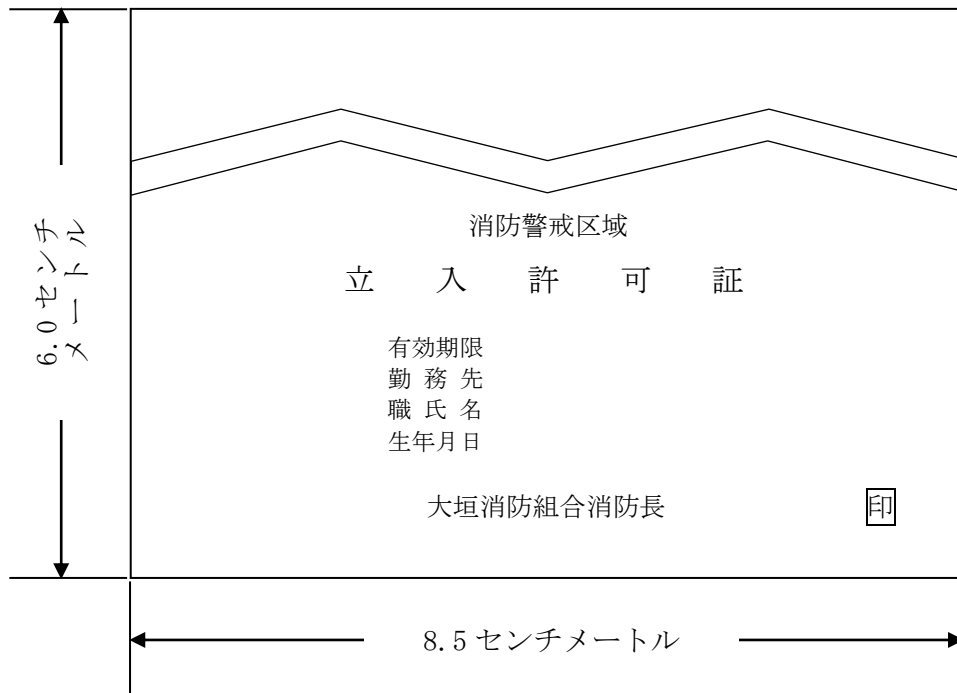
別記第2（第6条関係）



備考 地は白色とし、「喫煙」、「たき火」及び「NO SMOKING」は赤色、その他の文字は黒色とする。

別記第3 (第8条関係)

(表)



(裏)

- 1 本証は、消防警戒区域に立ち入る場合、必ず消防吏員又は消防団員に提示すること。
- 2 本証は、他人貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 本証をき損し、又は紛失したときは、すみやかに届け出ること。
- 4 記載事項に変更があったときは、直ちに訂正を受けること。
- 5 本証の必要がなくなったときは、必ず返納すること。

年 月 日交付

大垣消防組合消防本部

- 備考
- 1 山形線は、赤色とする。
  - 2 有効期限は、2年ごと更新する。

別記第4 (第8条関係)

消防警戒区域立入許可証 交付願  
返納届

年 月 日			
大垣消防組合消防長 様		申請又は届出者 住所 氏名 電話 ( )	
消防法第28条第1項の規定に基づく消防法施行規則第48条第7号の消防警戒区域立入許可証を交付下さい。 返納します。			
勤務先	電話 ( )		
所在地			
職氏名		生年 月日	
理由			
※許可証番号	※交付年月日	※有効期限	※交付理由
※経過欄			
※署受付欄		※本部受付欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。ただし、返納の場合は、許可証番号、交付年月日及び有効期間欄を記入すること。
- 3 返納届には、返納する許可証を添付すること。

別記第5 削除

別記第6（第9条関係）

防火管理者資格証明書交付願

年 月 日	
大垣消防組合消防長 様	
願出者 氏名 電話 (       )	
私が、防火管理者の資格を有していることの証明を願います。	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
修了証書交付 年月日番号	年 月 日 第 号
理 由	
上記の願出は、事実に相違のないことを証明します。  年 月 日 証第 号  大垣消防組合消防長 印	受 付 印

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

防火対象物維持台帳

基本台帳（総括表）							
名 称				消防法施行令 別表第1項別	( ) 項		
所 在 地							
所有者等	住 所						
	氏 名	電話 ( )					
緊 連	急 時 先 絡						
防火 (防災) 管理者	届 出 年 月 日	職 ・ 氏 名		消 防 計 画	届 出 年 月 日	内 容	
	. .				. .	新規作成	
	. .				. .		
	. .				. .		
	. .				. .		
防火業務 (防災)の委託 管理先	会 社 名				連絡先		
	所 在 地				電話 ( )		
	委 託 方 式	1 常駐 2 巡回 3 遠隔移報	業務方法				
収 容 人 員	所 有 者 等 の 事 業 所			建 物 全 体			
		従 業 員	そ の 他	合 計	従 業 員	そ の 他	合 計
	時 間 内	人	人	人	人	人	人
	時 間 外	人	人	人	人	人	人
建 物 概 要	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>					
	棟 名 称						
	建 築 年 月 日	. .	. .	. .	. .	. .	
	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
	構 造	造		造		造	
	階 数 (地上/地下)						



消 防 用 設 備 等	消 火 設 備		警 報 設 備		避 難 設 備		そ の 他	
点 検 業 者								
統 括 防 火 （ 防 災 ） 管 理 者	選 任 年 月 日	職 ・ 氏 名	全 体 に つ い て の 消 防 計 画	届 出 年 月 日	内 容			
	. .			. .	新規作成			
	. .			. .				
	. .			. .				
	. .			. .				
	. .			. .				
防 災 セ ン タ ー		時 間 内	人	連 絡 先				
		時 間 外	人	電 話 (      )				
備 考								

## 基本台帳 (テナント概要)

棟 ・ 階				
テナント名称				
用 途				
床 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
収 容 人 員	人	人	人	人
入居年月日	. .	. .	. .	. .
管理権原者 職 ・ 氏 名				
防火 (防災) 管 理 者 職 ・ 氏 名				
緊急時連絡先				
備 考				

基本台帳 (テナント用)								
名称				管理権原者				
所在地								
緊急時 連絡先	所有者等			電話 ( )				
占有概要	階	面積	用途	収容人員	従業員	その他	計	
		m <sup>2</sup>			時間内	人	人	人
	内訳				時間外	人	人	人
防火(防災) 管理者	届出年月日	職・氏名		消 防 計 画	届出年月日	内 容		
	・				・	新規作成		
	・				・			
	・				・			
	・				・			
消防用設備等	設置年月日	消防用設備等の種別		点 検 業 者				
	・							
	・							
	・							
	・							
防火(防災) 管理業務委託先	会社名				備 考			
	所在地							
	連絡先							
	業務内容							

年度

防火（防災）管理年間計画			
月	行 事 名	実 施 内 容	備 考
4			
5			
6	危険物安全週間		
7			
8			
9	防災の日		
10			
11	秋の火災予防運動		
12			
1	文化財防火デー		
2			
3	春の火災予防運動		

防火（防災）管理業務記録			
年 月 日	経 過 内 容		備 考
	種 別	事 項	

(注) 消防に関する会議の開催・出席、講習会への参加等を記載すること。

訓練・教育記録表			
実施年月日		訓練・教育種別	
実施場所		参加人員	人
概要			
反省事項			
実施年月日		訓練・教育種別	
実施場所		参加人員	人
概要			
反省事項			

## 火気使用設備等施設台帳

位置又は場所	施設名	届出年月日	責任者 職・氏名	備考

(注) 炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備、変電設備、蓄電池設備、ネオン管灯設備及び液化石油ガス、圧縮アセチレンガスの貯蔵取扱施設を記載すること。

## 危険物関係施設台帳

位置又は場所	施設区分	許可(届出) 年月日・番号	完成検査 年月日・番号	種別・品名等 数量等	保安監督者 等氏名

(注) 製造所等、少量危険物、指定可燃物、核燃料物質等の貯蔵取扱所を記載すること。



別記第7の2（第10条関係）

消防用設備等（特殊消防用設備等）維持管理票

年 月 日	・ ・	点 検 種 別	機 器 ・ 総 合 ・ そ の 他
消防用設備等又は 特殊消防用設備等 の 種 類			
点 検 実 施 者		報 告 年 月 日	・ ・
不備事項の内容 及 び 措 置			
年 月 日	・ ・	点 検 種 別	機 器 ・ 総 合 ・ そ の 他
消防用設備等又は 特殊消防用設備等 の 種 類			
点 検 実 施 者		報 告 年 月 日	・ ・
不備事項の内容 及 び 措 置			

別記第9（第13条関係）

禁止行為の解除承認申請書

年 月 日				
大垣消防組合消防長 様				
申請者 住所 氏名 電話 (       )				
火災予防条例第27条第1項の規定による指定場所における禁止行為について解除の承認を受けたいので下記により申請します。				
防火対象物	所在地			
	名称	業 態		
	防火管理者氏名	収 容 人 員		
解 除 行 為	種 類	喫 煙 ・ 裸 火 使 用 ・ 危 険 物 品 持 込 み		
	期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
	理 由			
	内 容			
	指 定 場 所	階・階の用途	構 造	内部の仕上げ
行為者	住 所 氏名・職業			
火災予防上講じた措置				
※ 承 認 条 件				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 ※印の欄は、記入しないこと。
  - 3 指定場所の詳細図及び当該場所の概要図を添付すること。

別記第9の2（第13条の2関係）

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日			
大垣消防組合消防長 様			
届出者 住所 氏名 電話 ( ) 防火担当者 住所 氏名 電話 ( )			
火災予防条例第64条の3第2項の規定により、火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指定催しの開催場所			
指定催しの名称			
開催期間	自 年 月 日 至 年 月 日	開催時間	開始 時 分 終了 時 分
1日当たりの人出予想人員		露店等の数	
使用火気等	<input type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
その他必要な事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 □印のある欄には、該当の□印にレを付けること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

防火対象物使用開始（変更）届出書

大垣消防組合消防長 様 <span style="float: right;">年 月 日</span>						
届出者 住所 氏名 電話 ( )						
所在地	電話 ( )					
名称						
主要用途				令別表第1	( )項	
工事等開始日	年 月 日		使用開始(変更) 年 月 日	年 月 日		
工事等種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> その他( )					
他の法令による 許 認 可						
敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>	
従業員数	人		収容人員	人		
公開時間又は 従業員時間			定休日			
その他 必要な事項						
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

棟別概要(第号)	名称				
	用途		令別表第1	( )項	
	構造	造	耐火建築物等	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他	
	主要構造部	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他	内装仕上げ	<input type="checkbox"/> 不燃材 <input type="checkbox"/> 準不燃材 <input type="checkbox"/> 難燃材 <input type="checkbox"/> 可燃材	
	種別 階別	床面積	用途	収容人員	
	階	m <sup>2</sup>		人	
	階			<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
	階			<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
	階			<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
	階			<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
	階			<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
	階			<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
	計	m <sup>2</sup>		人	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要	名称及び設置階(場所)			
	貯蔵取扱い等の概要	種別	品名、数量、出力、容量等		
	<input type="checkbox"/> 危険物 <input type="checkbox"/> 指定可燃物 <input type="checkbox"/> 圧縮アセチレンガス等 <input type="checkbox"/> 核燃料物質等 <input type="checkbox"/> 火気使用設備・器具 <input type="checkbox"/> 電気設備				

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに棟別概要を更に添付すること。
  - 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 印のある欄には、該当の印にレを付けること。
  - 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
  - 収容人員の欄は、消防法施行規則第1条の3の規定により算定した数値を記入すること。
  - ※印の欄は、記入しないこと。
  - 貯蔵取扱い等の概要欄は、該当の印にレを付け、その内容を記入すること。
  - 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計図(消火器具、避難器具等の配置図を含む。)を添付すること。

防火対象物工事等計画届

年 月 日		大垣消防組合消防長 様	
		届出者 住所 氏名 電話 ( )	
消防法等施行細則第15条の規定により、工事等の計画を届け出ます。			
建築主住所氏名		電話 ( )	
設計者住所氏名		電話 ( )	
工事施工者住所氏名		電話 ( )	
敷地の位置	地名地番		
	用途地域	その他の区域 地域・地区	
	防火地域	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定なし	
工事等種別		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> その他 ( )	
防火対象物名称			
主要用途		令別表第1	( )項
		届出部分	届出以外の部分
敷地面積			合計
建築面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延べ面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			敷地面積との比
			建ぺい率 %
			容積率 %
工事等開始予定日		年 月 日	工事等完了予定日 年 月 日
従業員数		人	収容人員 人
消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要			
設備設計者住所氏名		電話 ( )	
設備施工者住所氏名		電話 ( )	
その他			
※ 受付欄		※ 経過欄	
		建築同意	年 月 日第 号
		署(所)照合	年 月 日 署
指導・検査結果	中間検査		
	使用検査		
摘要			

棟別概要(第号)	名称					
	用途					
	令別表第1	( )項	屋根			
	構造	造	外壁			
	耐火建築物等	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他	軒裏			
	主要構造部	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他	内装仕上げ	<input type="checkbox"/> 不燃材 <input type="checkbox"/> 準不燃材 <input type="checkbox"/> 難燃材 <input type="checkbox"/> 可燃材		
	種別階別	届出部分	届出以外の部分	合計	収容人員	無窓階
	階	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	階					<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	階					<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	階					<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	階					<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	階					<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	階					<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	
消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要	名称及び設置階(場所)					
貯蔵取扱い等の概要	種別	品名、数量、出力、容量等				
	<input type="checkbox"/> 危険物 <input type="checkbox"/> 指定可燃物 <input type="checkbox"/> 圧縮アセチレンガス等 <input type="checkbox"/> 核燃料物質等 <input type="checkbox"/> 火気使用設備・器具 <input type="checkbox"/> 電気設備					

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに棟別概要を更に添付すること。
  - 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 印のある欄には、該当の印にレを付けること。
  - 収容人員の欄は、消防法施行規則第1条の3の規定により算定した数値を記入すること。
  - ※印の欄は記入しないこと。
  - 貯蔵取扱い等の概要欄は、該当の印にレを付け、その内容を記入すること。
  - 工事等をする建築物の附近見取図、配置図、各階平面図、消防用設備等又は特殊消防用設備等の関係図、室内仕上げ表、その他必要な図面などを添付すること。

別記第12（第16条関係）

### 消 防 訓 練 実 施 届

大垣消防組合消防長 様		年 月 日	
		届出者 住所 氏名 電話 ( )	
火災予防条例第66条の規定により、消防訓練の実施を届け出ます。			
訓練日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分		
訓練場所			
訓練区分	防火	<input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 避難訓練 <input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	防災	<input type="checkbox"/> 地震災害等に係る避難訓練 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
参加人員		119番通報	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
訓練概要			
備考			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。  
3 □印のある欄には、該当の□印にレを付けること。  
4 訓練概要の欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。

別記第13 削除

別記第14 削除



別記第15（第17条関係）

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー  
 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備  
 ヒートポンプ冷暖房機設置届出書  
 火花を生ずる設備・放電加工機

大垣消防組合消防長 様					年 月 日	
届出者					住所	
氏名					電話 ( )	
防火	所在地	電話 ( )				
対象物	名称	主要用途				
設置場所	用途	床面積	m <sup>2</sup>	消防用設備等又は 特殊消防用設備等		
	構造	階層				
届出設備	設備の種類					
	着工（予定）年月日		竣工（予定）年月日			
	設備の概要					
	使用する燃料・ 熱源・加工液		種類	使用量		
	安全装置					
取扱責任者の職氏名						
工事施工者	住所	電話 ( )				
	氏名					
※ 受付欄			※ 経過欄			

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては「屋外」と記入すること。
  - 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
  - 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
  - ※印の欄は、記入しないこと。
  - 当該設備の設計図書を添付すること。

別記第16（第17条関係）

急速充電設備  
 燃料電池発電設備  
 発電設備 設置届出書  
 変電設備  
 蓄電池設備

大垣消防組合消防長 様						年 月 日	
届出者 住所 氏名 電話 ( )							
防火	所在地	電話 ( )					
対象物	名称				用途		
設置 場所	構造		場所		床面積		
			屋内（階）、屋外		m <sup>2</sup>		
	消防用設備等又は 特殊消防用設備等		不燃区画	有・無	換気設備	有・無	
届 出 設 備	電圧	V		全出力又は 蓄電池容量	kW kWh		
	着工（予定） 年 月 日		竣工（予定） 年 月 日				
	設備の概要	種別	キュービクル式（屋内・屋外）・その他				
主任技術者氏名							
工事施工者	住所	電話 ( )					
	氏名						
※ 受付欄				※ 経過欄			

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 電圧欄には、変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
  - 全出力又は蓄電池容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては蓄電池容量（定格容量）を記入すること。
  - 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
  - ※印の欄は、記入しないこと。
  - 当該設備の設計図書を添付すること。

別記第17（第17条関係）

ネオン管灯設備設置届

大垣消防組合消防長 様		年 月 日	
		届出者 住所 氏名 電話 ( )	
火災予防条例第68条の規定により、ネオン管灯設備の設置を届け出ます。			
防火 対象物	所在地	電話 ( )	
	名称	用途	
届出 設備	設備内容		
	着工年月日	竣工年月日	
	設備の概要		
工事施工者	住所	電話 ( )	
	氏名		
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記第18（第17条関係）

水素ガス充填気球設置届

年 月 日									
大垣消防組合消防長 様									
届出者 住所 氏名 電話 ( )									
火災予防条例第68条の規定により、水素ガス充填気球の設置を届け出ます。									
設置請負者		住所			電話 ( )				
		氏名							
監視人氏名		ほか 名							
設置期間		掲揚	月日	月日～月日		時間	午前 時～	午前 時	
		係留	月日	月日～月日		時間	午前 時～	午前 時	
設置目的									
設置場所	地名地番								
	地上又は屋上の別	用途	立入禁止の方法						
充填又は作業の方法		日時				場所			
		方法				ガス置場			
構造	気球型		直径	m		材質			
			体積			厚さ			
造	揚網	材質				太さ			
	電飾	電球の定格電圧			灯数			配線方式	直列並列
	電線の種類				断面積	mm <sup>2</sup> (文字網部 mm <sup>2</sup> )			
総重量					その他必要事項				
支持方法	掲揚								
		係留							
※ 受付欄					※ 経過欄				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記第19（第18条関係）

火災とまぎらわしい煙又は火炎  
を發するおそれのある行為届

年 月 日	
大垣消防組合消防長 様	
届出者 住所 氏名 電話 ( )	
火災予防条例第69条の規定により、黒煙 火炎 上昇の行為を届け出ます。	
上 昇 日 時	
上 昇 場 所	
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

煙火消費届

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大垣消防組合消防長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 電話 ( )</p> <p>火災予防条例第69条の規定により、煙火の 打上げ 仕掛け を届け出ます。</p>	
消 費 日 時	
消 費 場 所	
煙火の種類及び数量	
目 的	
周 囲 の 状 況	
消費に直接従事する責任者住所氏名	
その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記第21（第18条関係）

溶 接 ・ 溶 断 作 業 届

大垣消防組合消防長 様		年 月 日
		届出者 住所 氏名 電話 ( )
火災予防条例第69条の規定により、溶接、溶断作業を届け出ます。		
防 火 対 象 物	所在地	
	名 称	
作 業 場 所		
作 業 期 間		
作 業 概 要		
火災予防の措置及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要		
作 業 責 任 者 住 所 氏 名		
工 事 責 任 者 住 所 氏 名		
そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記第22（第18条関係）

催物開催届出書

年 月 日			
大垣消防組合消防長 様		届出者 住所 氏名 電話 ( )	
防火 対象物	所在地		
	名称	本来の目的	
使用 箇所	位置	面積	客席の構造
		m <sup>2</sup>	
	消防用設備等又は特殊 消防用設備等の概要		
使用目的			
使用期間		開催時間	
収容人員	名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員	
防火管理者氏名			
その他必要な事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
  - 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。



水 道 断 水 届

大垣消防組合消防長 様		年 月 日
		届出者 住所 氏名 電話 ( )
火災予防条例第69条の規定により、断水 減水 を届け出ます。		
断 水 日 時		
断 水 区 域		
工 事 現 場		
理 由		
現 場 責 任 者 氏 名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記第24（第18条関係）

道 路 工 事 届

大垣消防組合消防長 様		年 月 日
		届出者 住所 氏名 電話 ( )
火災予防条例第69条の規定により、道路工事を届け出ます。		
工 事 期 間		
工 事 場 所		
工 事 内 容		
現 場 責 任 者 氏 名		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記第24の2（第18条関係）

露店等の開設届出書

年 月 日			
大垣消防組合消防長 様			
届出者			
住所			
氏名			
電話 ( )			
火災予防条例第69条の規定により、露店等の開設を届け出します。			
開設期間	自 年 月 日 至 年 月 日	営業時間	開始 時 分 終了 時 分
開設場所			
催しの名称			
開設店数		消火器の 設置本数	
現場責任者氏名	電話 ( )		
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
  - 4 ※印の欄は、記入しないこと。

別記第24の2の2（第18条の2関係）

指定洞道等届出書（新規・変更）

大垣消防組合消防長 様		年 月 日
届出者		
事業所名		
所在地		
代表者氏名		
電 話		( )
設 置 者	法人の名称	
	代表者氏名	
洞道等の名称		
設 置 場 所	起 点	
	終 点	
	経 由 地	
その他必要事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 ※印の欄は、記入しないこと。
  - 3 洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な図書を添付すること。

別記第25（第19条関係）

少量危険物 貯 蔵  
 (変更) 届出書  
 指定可燃物 取扱い

大垣消防組合消防長 様		年 月 日		
		届出者 住所 氏名 電話 ( )		
貯蔵又は取扱い の 場 所	所 在 地			
	名 称			
類、品名及び最 大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量	一日最 取 扱 数 量
貯蔵又は取扱方 法 の 概 要				
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び設備の概要				
消防用設備等又 は特殊消防用設 備 等 の 概 要				
貯蔵又は取扱い の開始予定期日 又 は 期 間				
そ の 他 必 要 な 事 項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
  - 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

別記第26（第19条関係）

少量危険物 貯 蔵  
 廃止届出書  
 指定可燃物 取扱い

大垣消防組合消防長 様		年 月 日		
		届出者 住所 氏名 電話 ( )		
貯蔵又は取扱い の 場 所	所 在 地			
	名 称			
類、品名及び最 大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量	一 日 最 大 取 扱 数 量
貯蔵又は取扱方 法 の 概 要				
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び設備の概要				
消防用設備等又 は特殊消防用設 備 等 の 概 要				
廃 止 年 月 日	年 月 日			
廃 止 理 由				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
  - 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

別記第27（第20条関係）

核燃料物質等貯蔵届  
取扱い

大垣消防組合消防長 様				年 月 日	
届出者				住所	
氏名				電話 ( )	
火災予防条例第71条の規定により、				の貯蔵取扱いを届け出ます。	
貯蔵又は 取扱い場所	所在地				
	名称				
品名及び最大数量	品名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量		
貯蔵又は取扱方法の概要					
貯蔵又は取扱場所の位置 構造及び設備の概要					
消防用設備等又は 特殊消防用設備等					
開始の月日又は期間					
その他必要な事項					
※ 受付欄			※ 経過欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記第28（第21条関係）

少量危険物等タンク検査申請書

大垣消防組合消防長 様			年 月 日
			申請者 住所 氏名 電話 ( )
火災予防条例第72条の規定により、水張水圧検査を申請します。			
設置者	住所		
	名称		
設置場所			
タンクの種別			
その他必要な事項			
※受付欄	※経過欄	※手数料欄	
	検査 年 月 日 検査番号 第 号		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。  
3 ※印の欄は、記入しないこと。



別記第29（第21条関係）

少量危険物等タンク検査済証

少量危険物等 タンク検査済証	
検査圧力	kPa
検査番号	第 号
検査年月日	年 月 日
大垣消防組合	

- 備考 1 大きさは、縦50ミリメートル横70ミリメートルとする。  
2 材質は真ちゅうとする。

別記第30（第19条関係）

灯油販売取扱者届

年 月 日		大垣消防組合消防長 様	
届出者 住所 氏名 電話 ( )			
火災予防条例第70条第3項の規定により、主たる灯油販売取扱者を届け出ます。			
販 場	所 在 地		
	名 称		
主 たる 取 扱 者		男 女	
氏 名 等		年 月 日 生	
危 険 物 取 扱 者 免 状		有・無	種 第 年 類 第 号 年 月 日 交 付
届 出 者 の 業 態			
少 量 危 険 物	届 出 年 月 日	年 月 日	届 出 番 号 第 号
貯 蔵 数 量	0	貯 蔵 方 法	
取 扱 数 量	0	販 売 方 法	
消 火 器 具 等	種 類 型 式	個 数 又 は 数 量	
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 ※印の欄は、記入しないこと。  
 3 記入事項に変更を生じた場合は、すみやかに届け出ること。

別表第1 (第22条関係)

標識及び掲示板の表示方法

根拠規定 (条例)	表示文字 及び表示方法	寸法及び色		大きさ		色	
		幅 センチ メートル	長さ センチ メートル	地	文字	地	文字
第37条 の2第1 号	少量危険物貯蔵取扱所		30以上	60以上	白	黒	
	危険物の「種別」、「品名」及び「最大数量」並びにその具体的な類、品名及び数量		30以上	60以上	白	黒	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">危</div> 車両に固定されたタンクに附すもの		30以上 (文字20以上)	30以上 (文字20以上)	黒	黄 (反射塗料)	
	第1類	アルカリ金属の過酸化水素又はこれを含む物 「禁水」	15以上	30以上	青	白	
	第2類	引火性固体を除くすべて 「火気注意」	15以上	30以上	赤	白	
		上記以外 「火気厳禁」	15以上	30以上	赤	白	
	第3類	自然発火性物品 「火気厳禁」	15以上	30以上	赤	白	
		カリウム、ナトリウム等禁水性物品 「禁水」	15以上	30以上	青	白	
	第4類	「火気厳禁」	15以上	30以上	赤	白	
第5類	「火気厳禁」	15以上	30以上	赤	白		
第42条 第2項	指定可燃物貯蔵取扱所		30以上	60以上	白	黒	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定 可燃物</div> 車両に固定されたタンクに附すもの		30以上 (文字20以上)	30以上 (文字20以上)	黒	黄 (反射塗料)	
	指定可燃物の「種別」「品名」、「最大数量」及び可燃性液体類等にあつては「火気厳禁」、綿花類等にあつては「火気注意」		30以上 15以上	60以上 30以上	白 赤	黒 白	

- 備考 1 表示文字の配列は、適宜とする。  
 2 文字の大きさは、その板に対応する大きさとする。

別表第2（第22条関係）

標識及び掲示板の表示方法

根拠規定	表示文字 及び表示方法	寸法及び色		色	
		幅 センチ メートル	長さ センチ メートル	地色	文字
第10条の3 第1項及び第3項	「燃料電池発電所」又は 「燃料電池発電室」	15以上	30以上	白	黒
第13条第1項 第5号及び第3項	「変電所」又は「変電室」	15以上	30以上	白	黒
第13条の2 第2項	「急速充電所」又は 「急速充電室」	15以上	30以上	白	黒
第14条第2項 及び第3項	「発電所」又は「発電室」	15以上	30以上	白	黒
第16条第2項 及び第4項	蓄電池室	15以上	30以上	白	黒
第21条第3号	立入禁止	30以上	60以上	赤	白
第27条第2項	禁煙	25以上	50以上	赤	白
	危険物品持込み厳禁	25以上	50以上	赤	白
第27条第4項	喫煙所	30以上	10以上	白	黒
第54条第2項 第5号	採水口	10以上	30以上	白	黒
第60条第4号	「定員」及び「定員数」	30以上	25以上		
	満員	50以上	25以上	赤	白

- 備考 1 表示文字の配列は、適宜とする。  
 2 文字の大きさは、その板に対応する大きさとする。